

第4章

介護保険事業の適正・円滑な運営

- 第1節 介護保険サービスの基盤整備
- 第2節 給付適正化の推進
- 第3節 地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施
- 第4節 介護サービス基盤の整備
- 第5節 計画の点検・評価方法
- 第6節 介護保険料等の設定について

第4章 介護保険事業の適正・円滑な運営

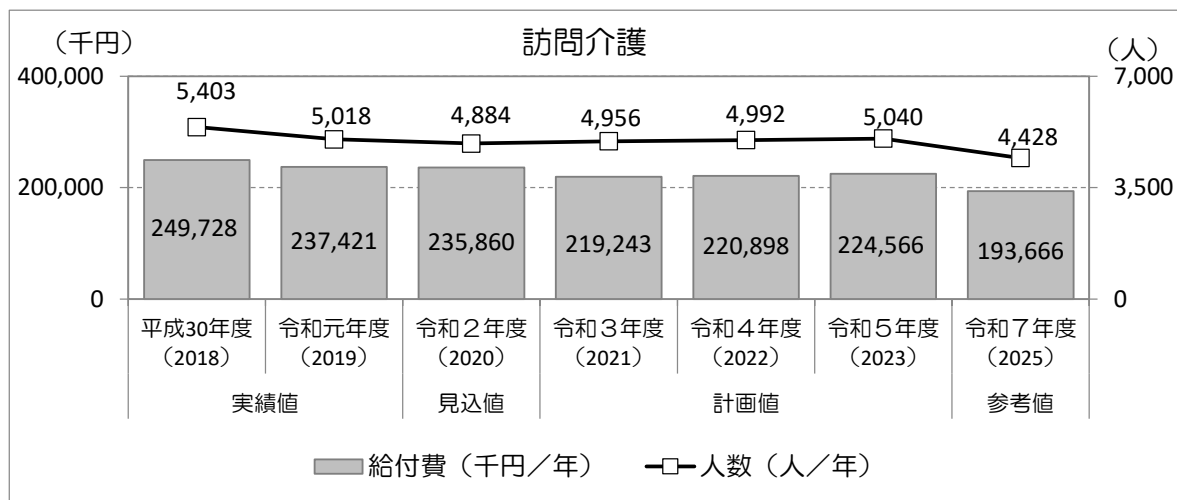
第1節 介護保険サービスの基盤整備

平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度は見込値、令和3年度から令和5年度は推計値、令和7年度は参考値として記載しています。

1 居宅サービス

(1) 訪問介護

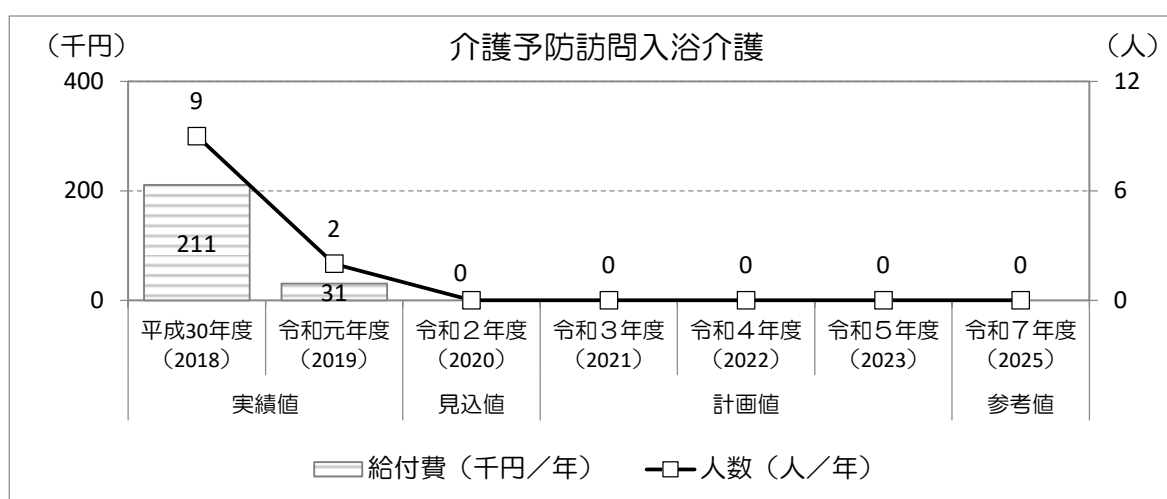
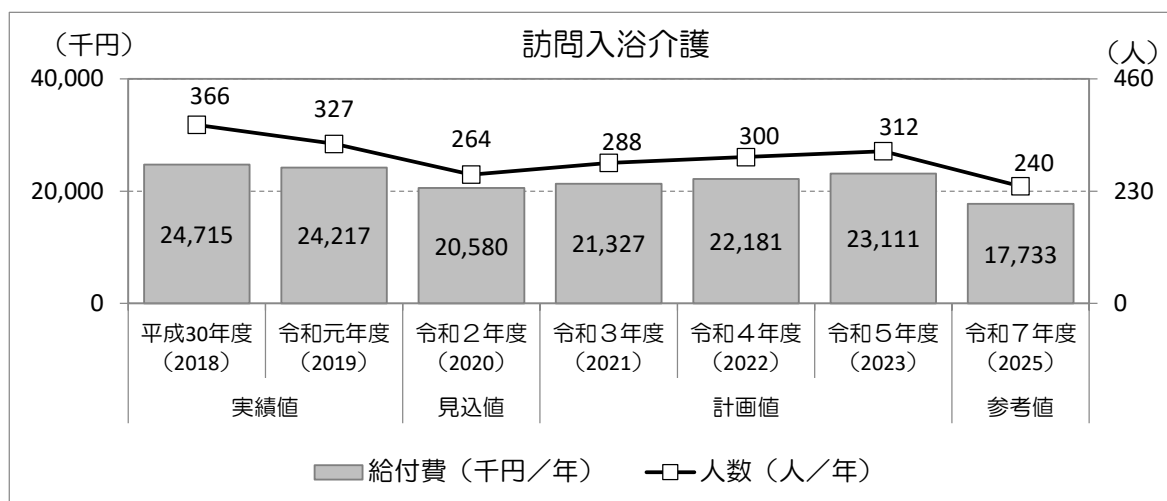
訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴等の介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活の支援（生活援助）をします。通院等を目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。



(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

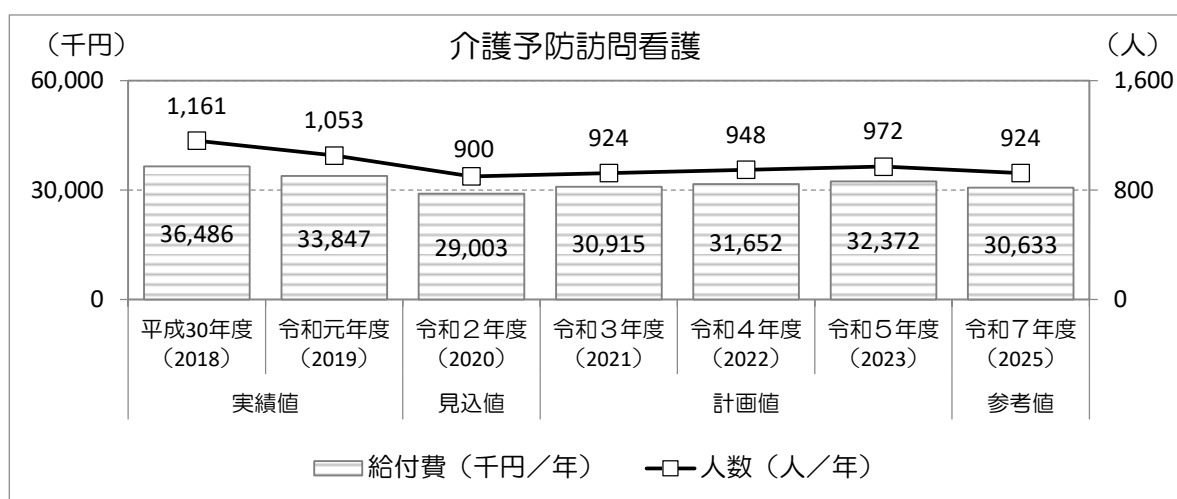
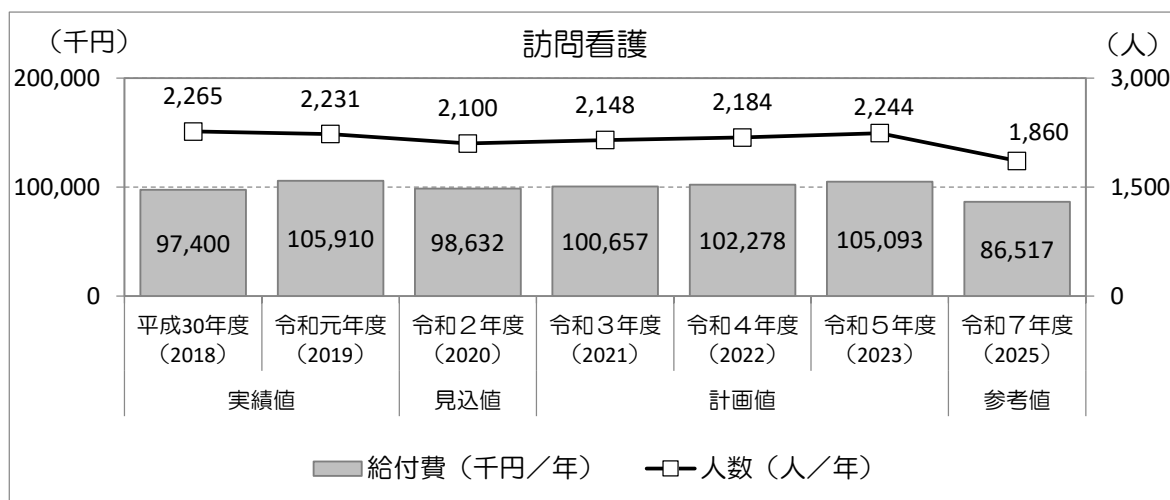
利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施します。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

介護予防訪問入浴については、利用者が年々減少し、令和2年度に利用がないことから、本計画期間中においては見込んでおりません。



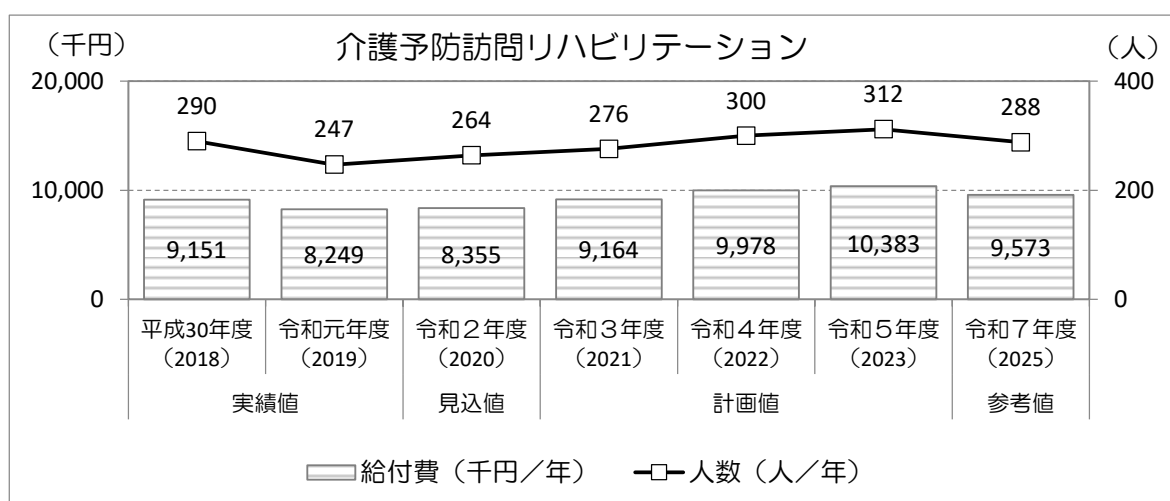
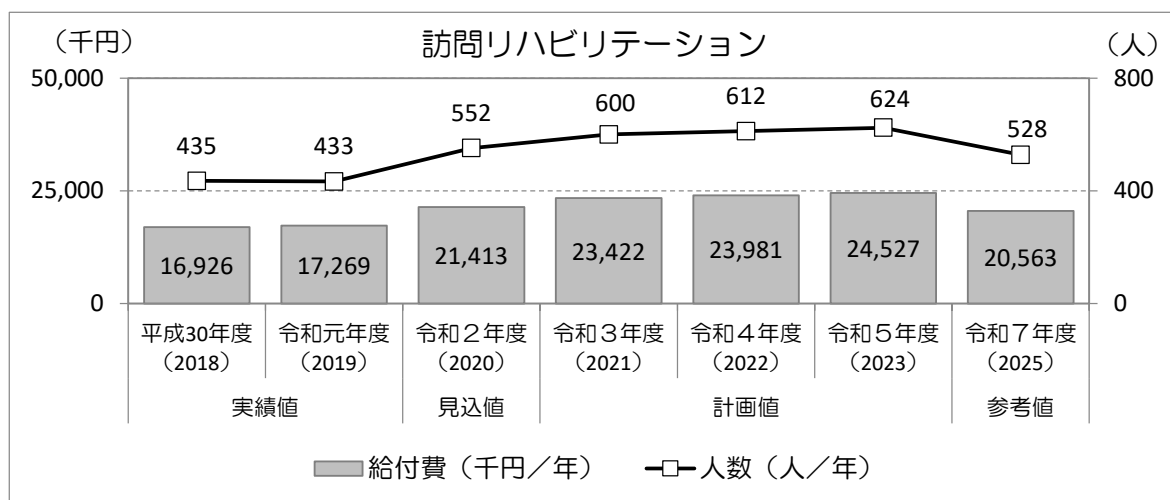
(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

利用者の心身機能の維持回復等を目的として、看護師等が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。



(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

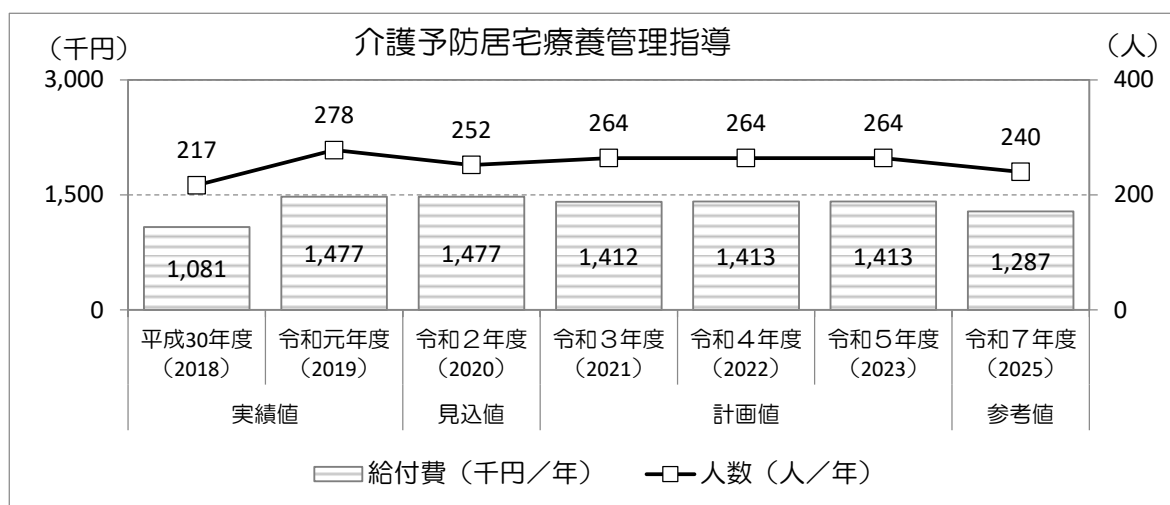
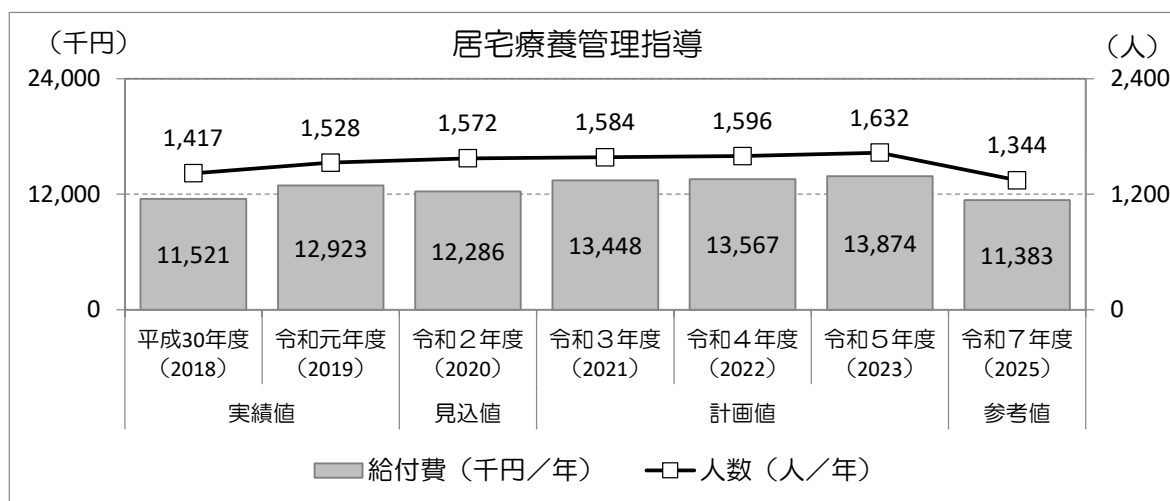
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。



(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

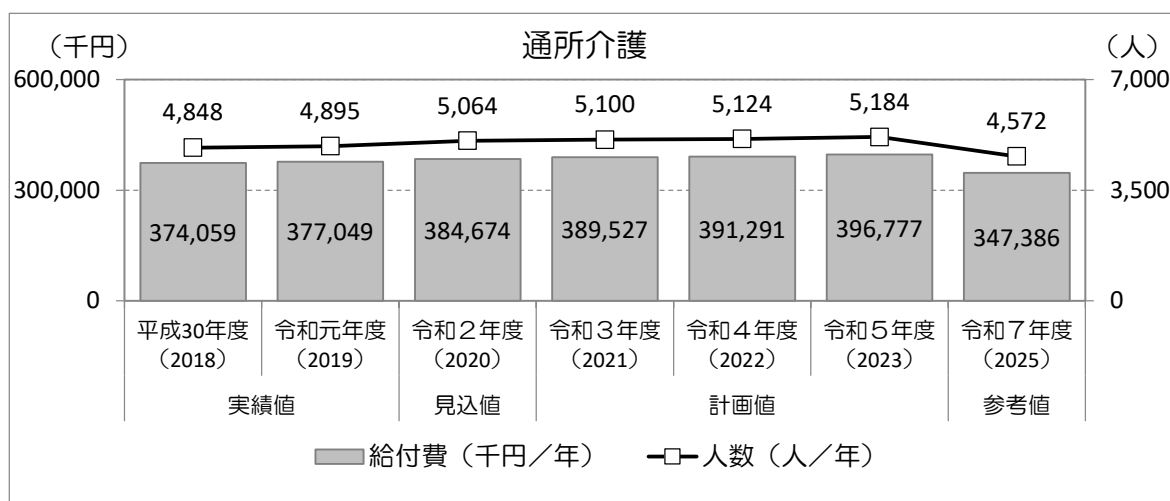
在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

また、介護支援専門員に対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。



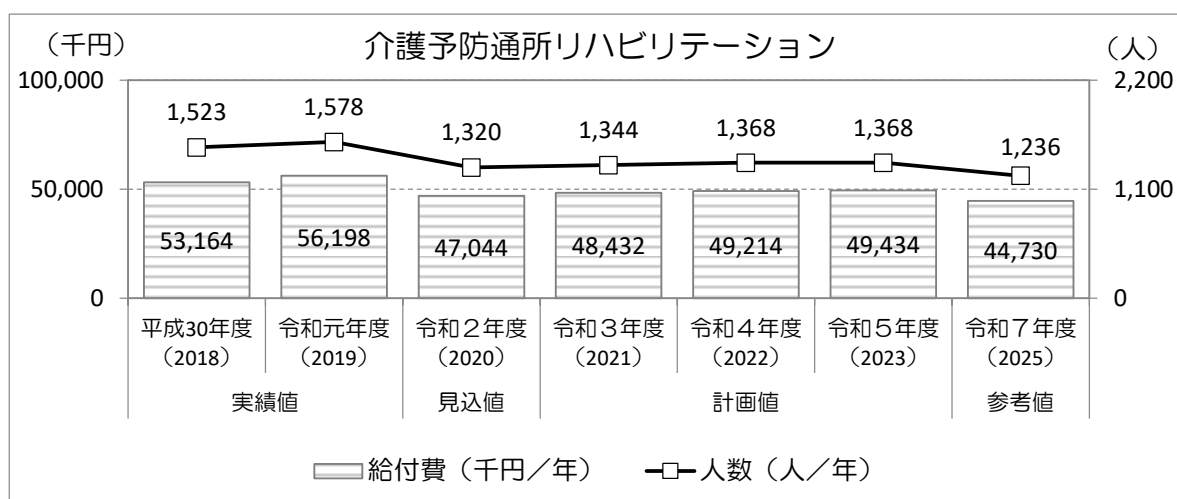
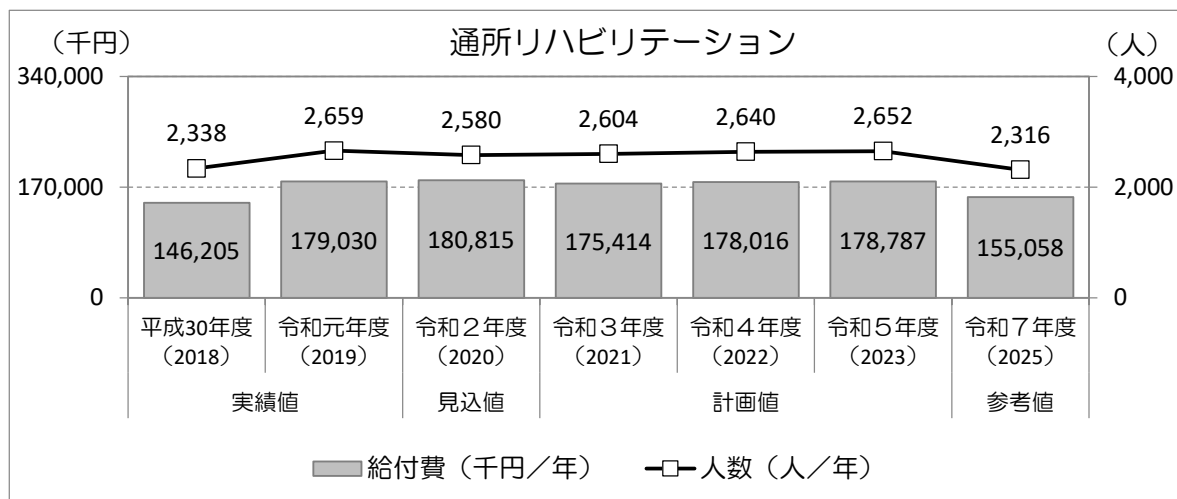
(6) 通所介護

利用者が通所介護の施設（利用定員 19 人以上のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動等の高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。



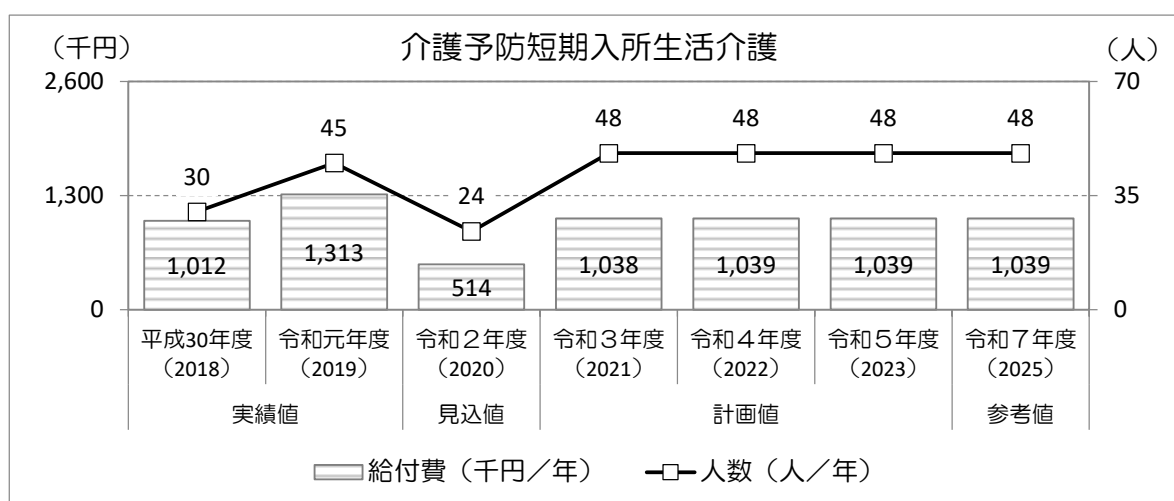
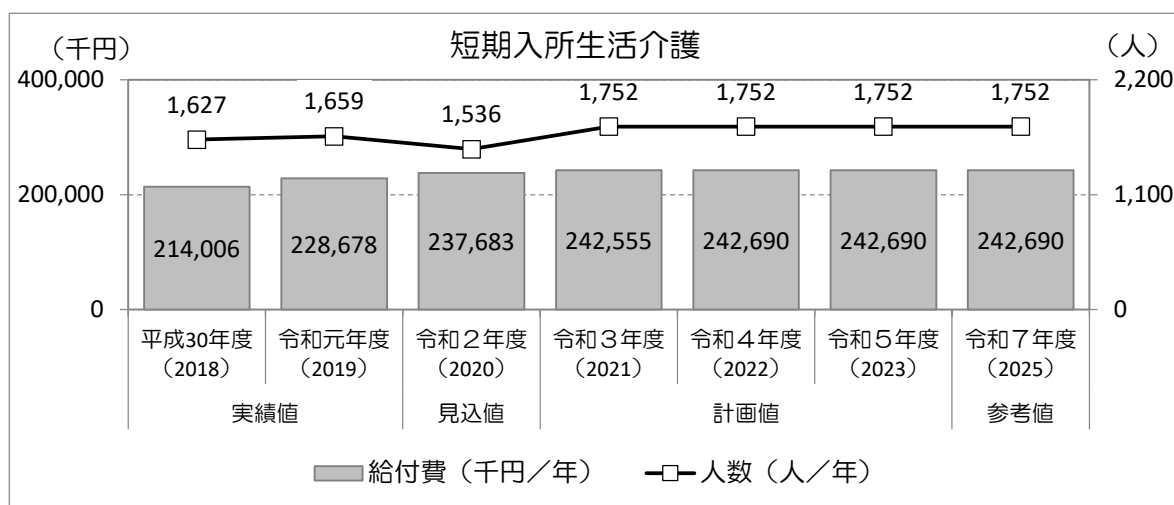
(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所等）に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。



(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。

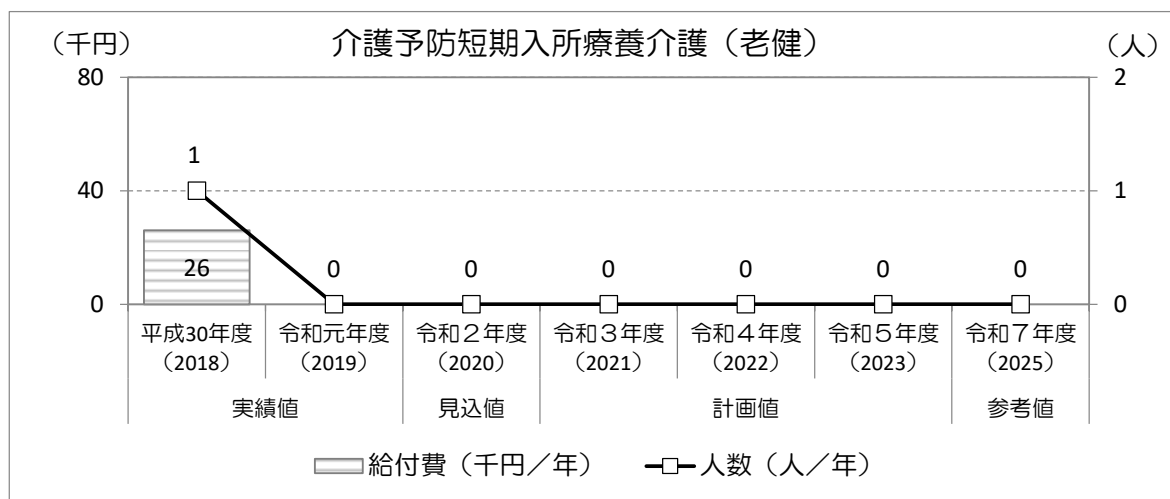
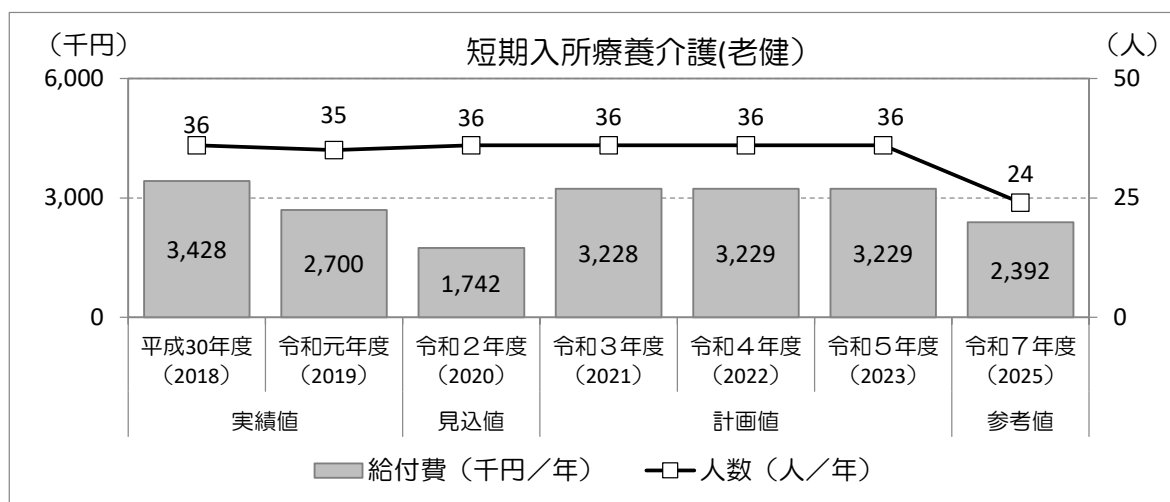


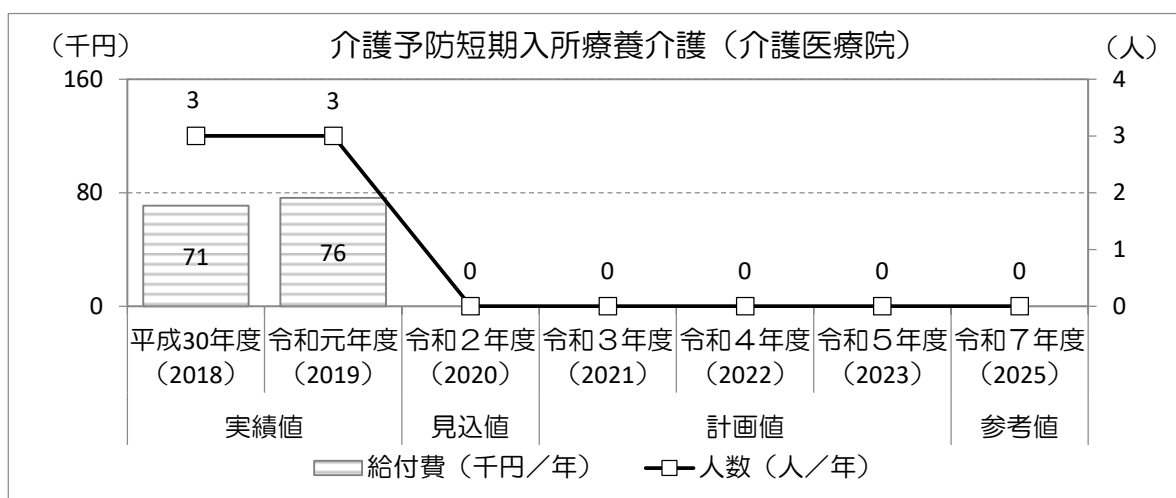
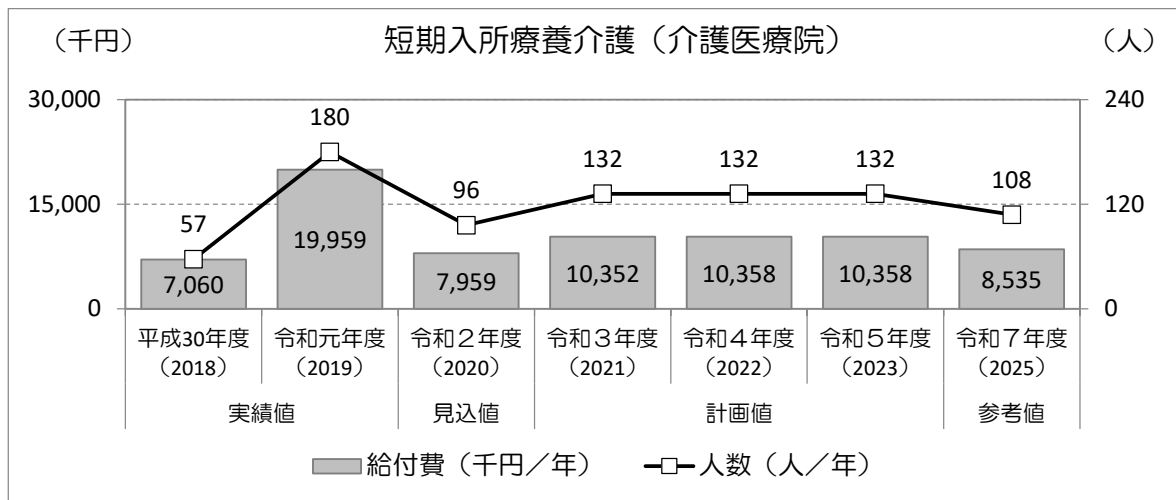
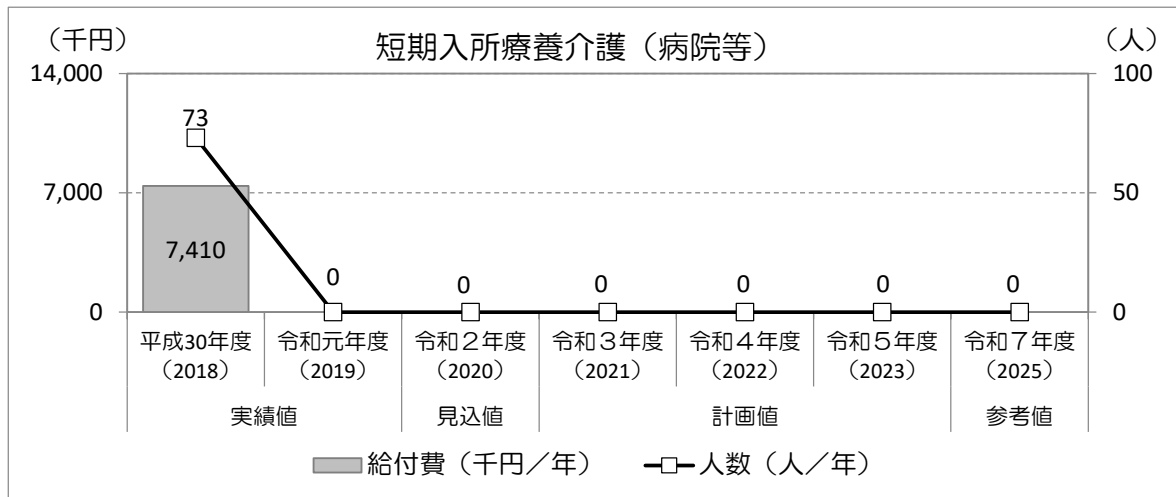
(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練等を提供します。

介護老人保健施設の介護予防短期入所療養介護及び病院等の短期入所療養介護については、令和元年度から実績がないため、本計画においては見込んでおりません。

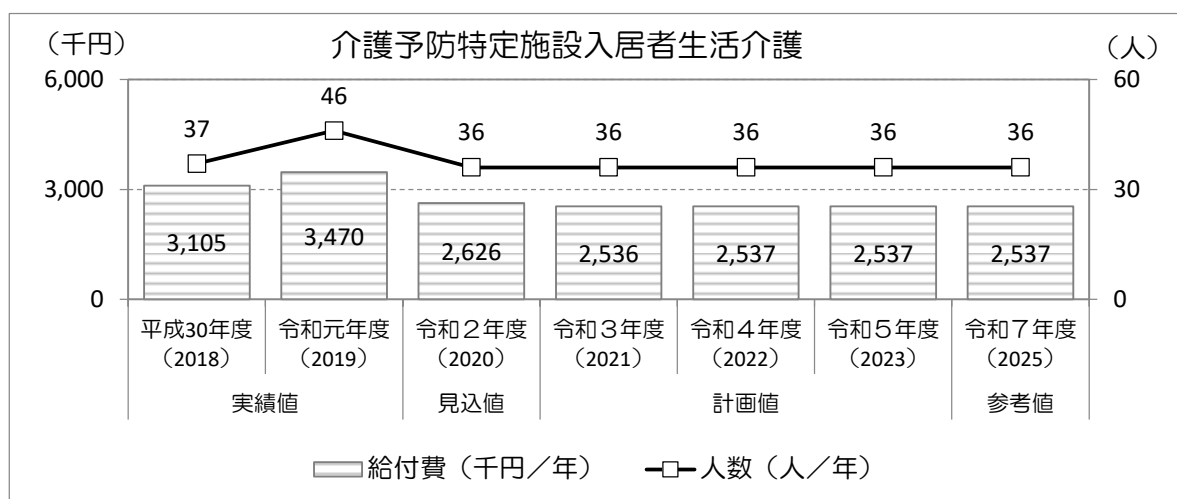
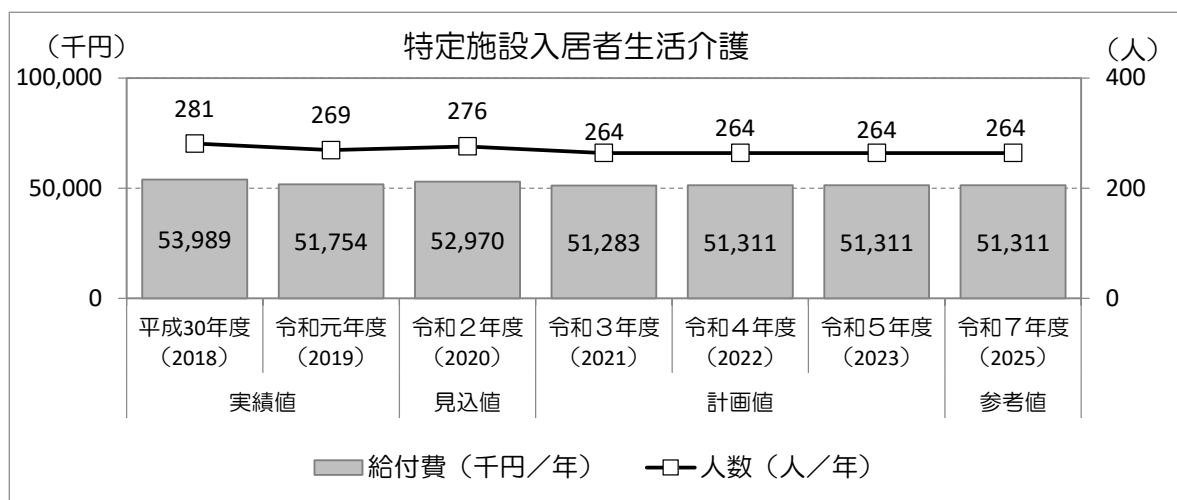
また、介護医療院の介護予防短期入所療養介護については、令和2年度から実績がないため、本計画においては見込んでおりません。





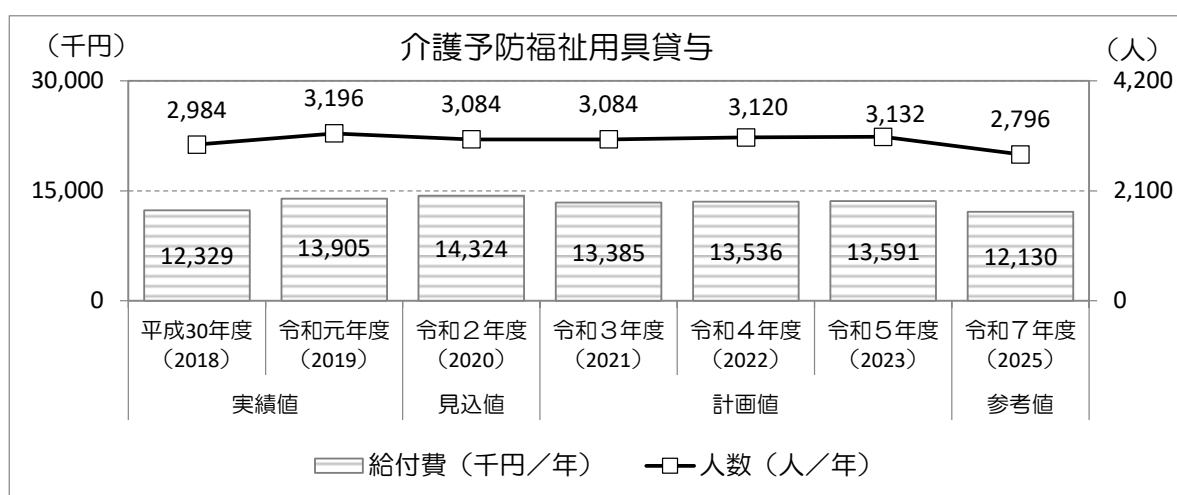
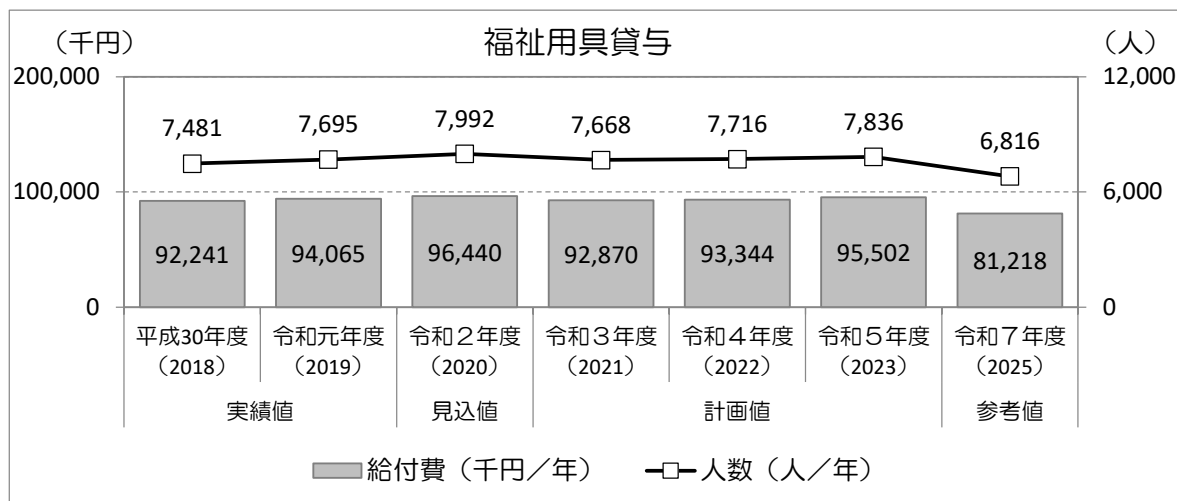
(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。



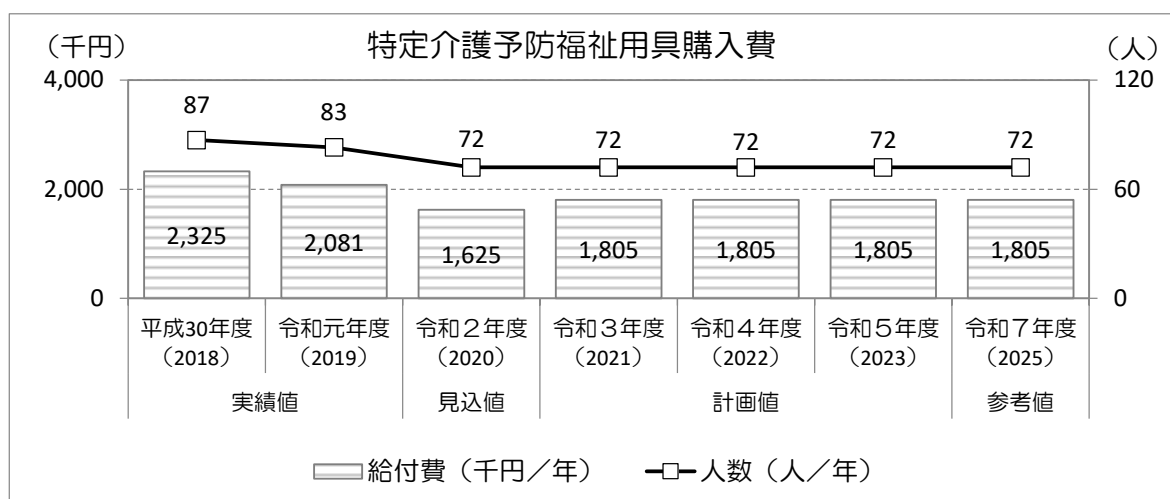
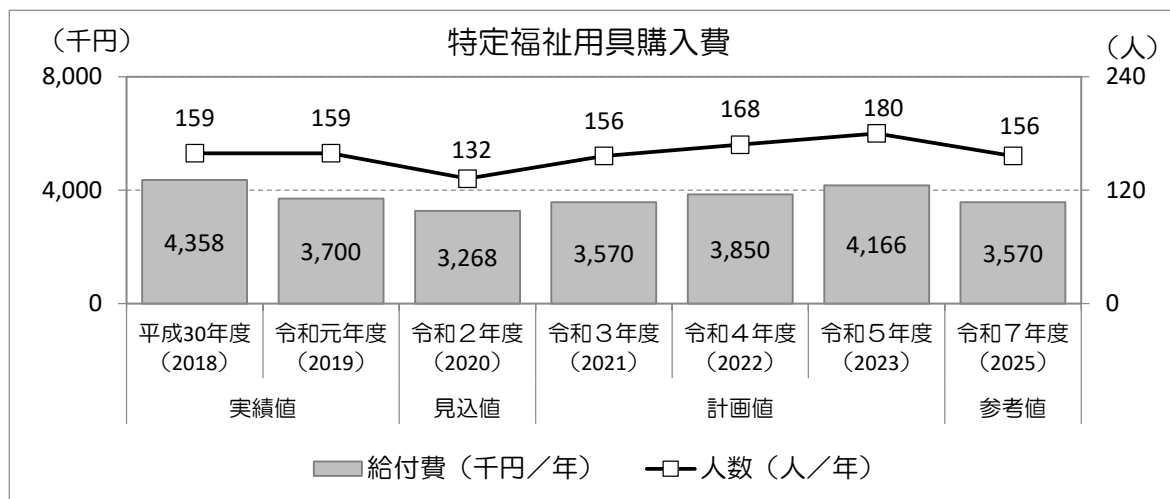
(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。



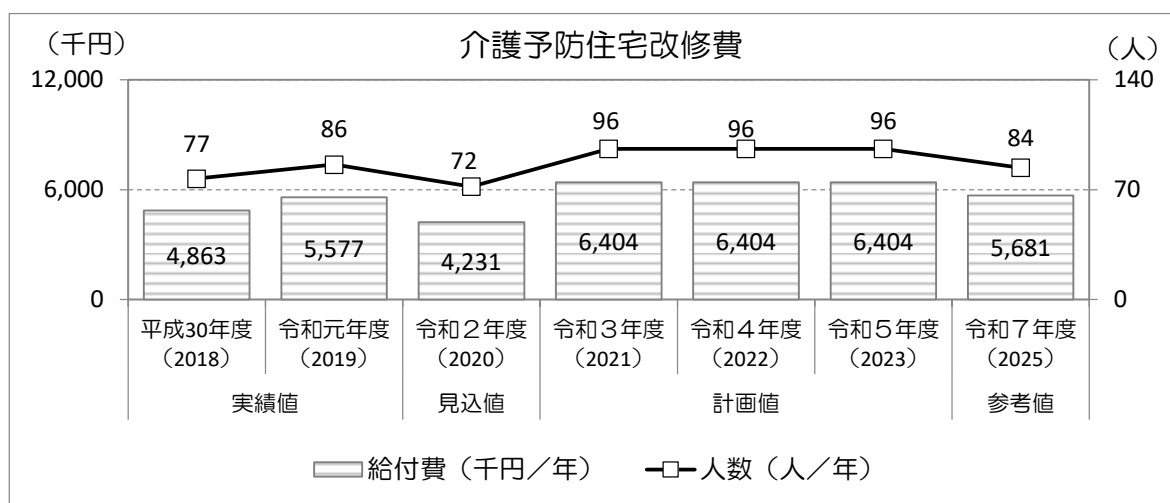
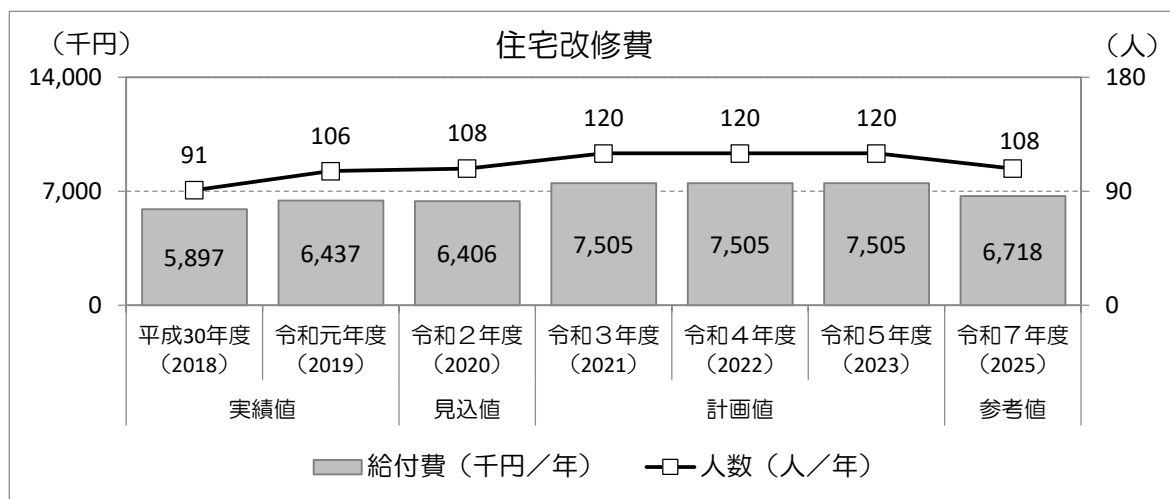
(12) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。



(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

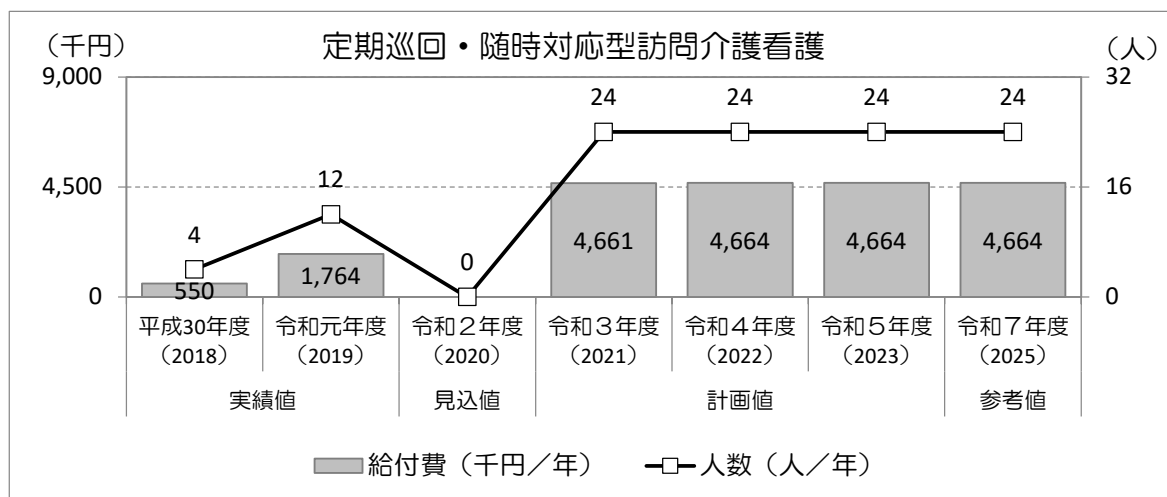
手すりの取付け、段差の解消、滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部を支給します。



2 地域密着型サービス

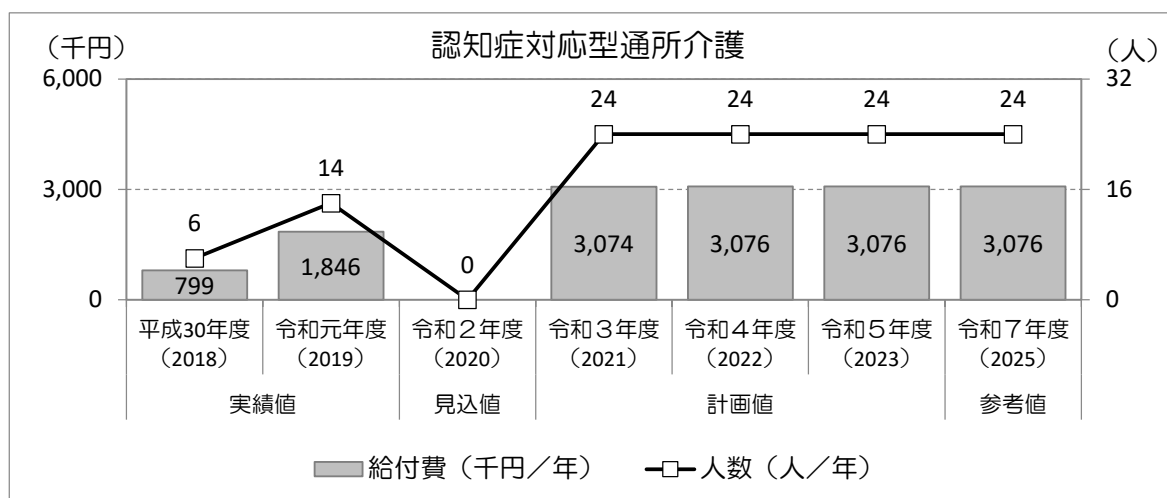
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師等も連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。



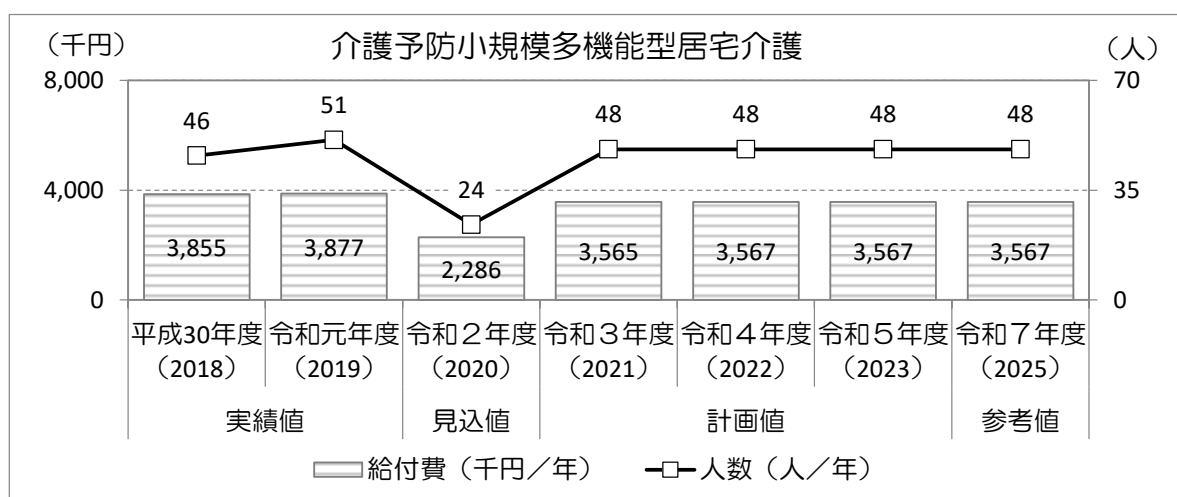
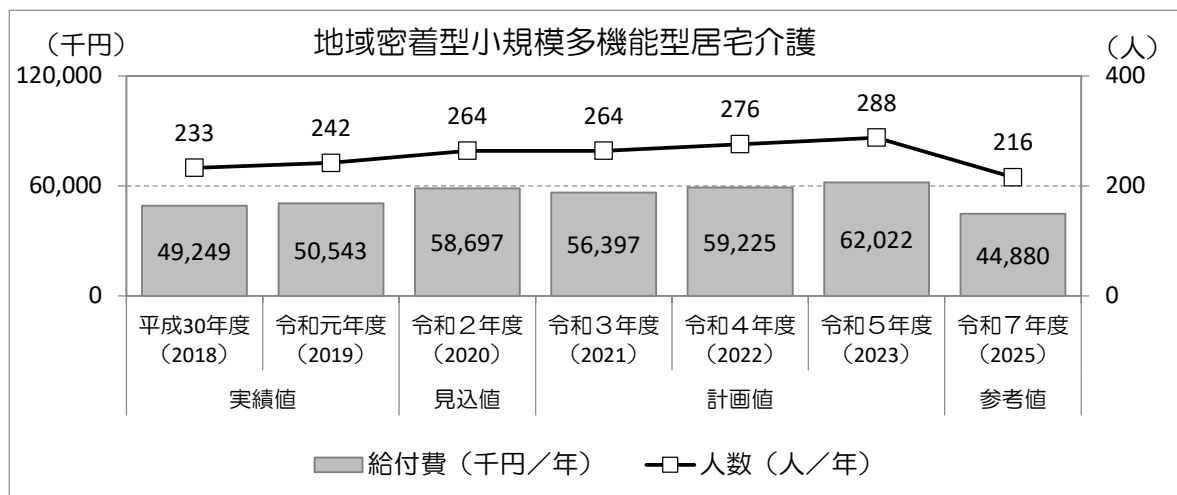
(2) 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホーム等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。



(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

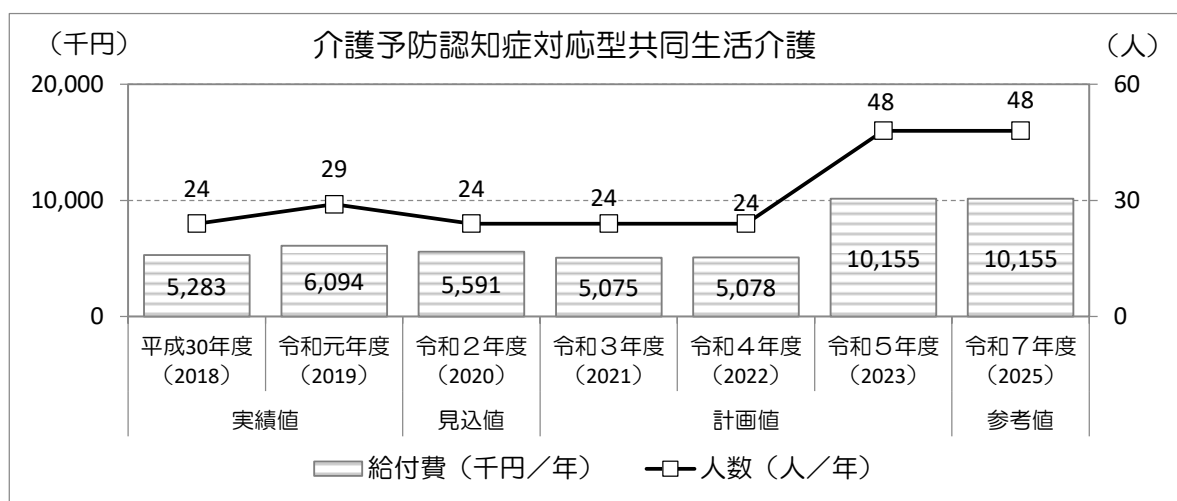
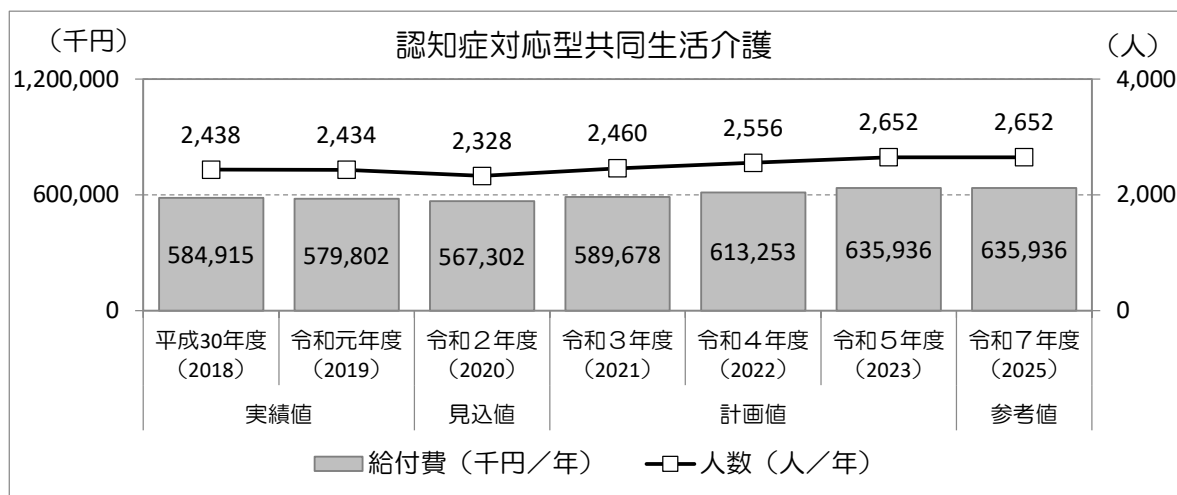
利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行います。



(4) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを受けます。

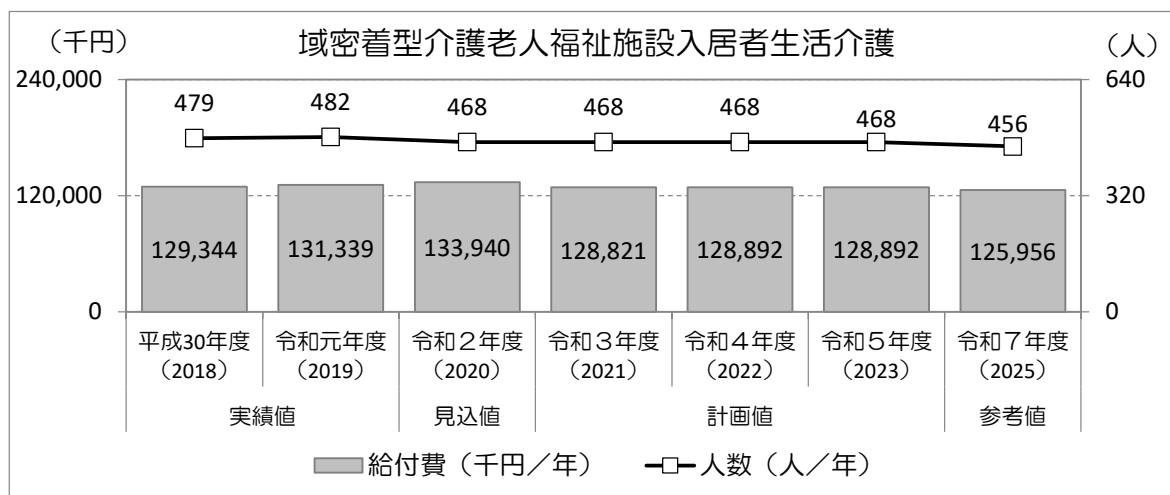
グループホームでは、1つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。



(5) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

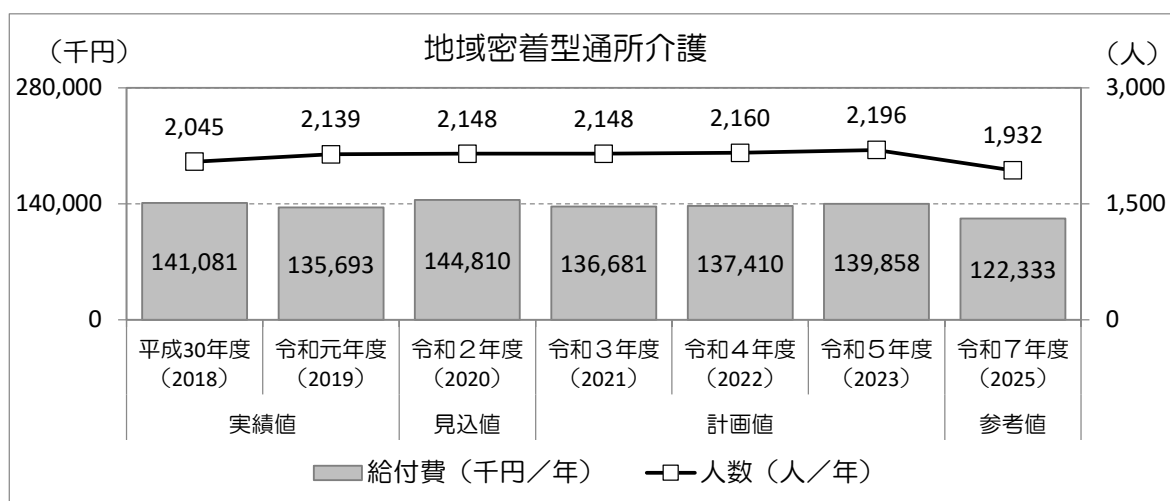
入所定員 30 人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。



(6) 地域密着型通所介護

利用者が地域密着型通所介護の施設（利用定員 19 人未満のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。



(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員 30 人未満の有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。

これまで実績がなく、本計画期間中に施設の整備計画はないため、見込んでおりません。

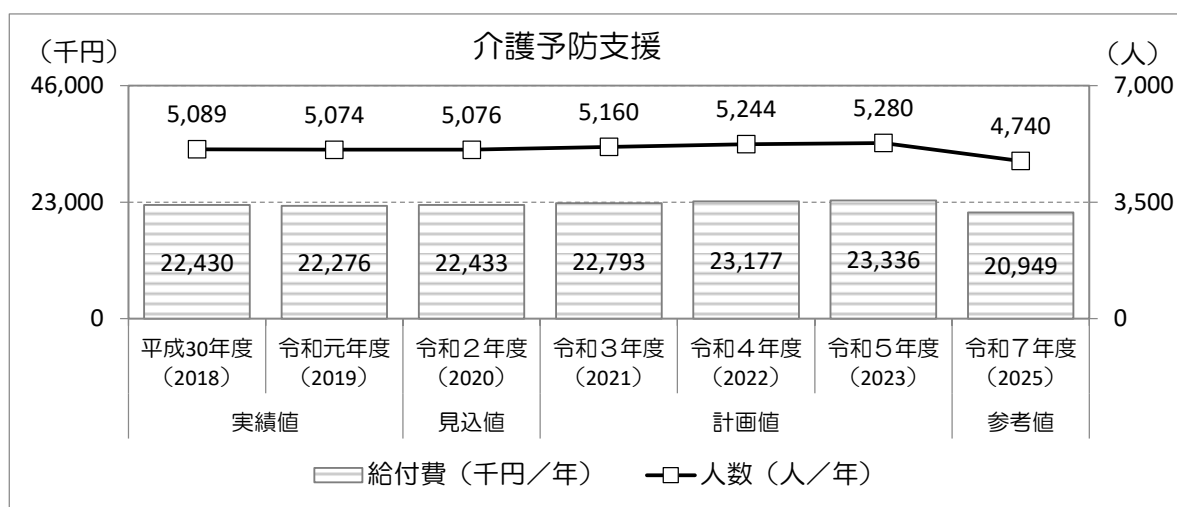
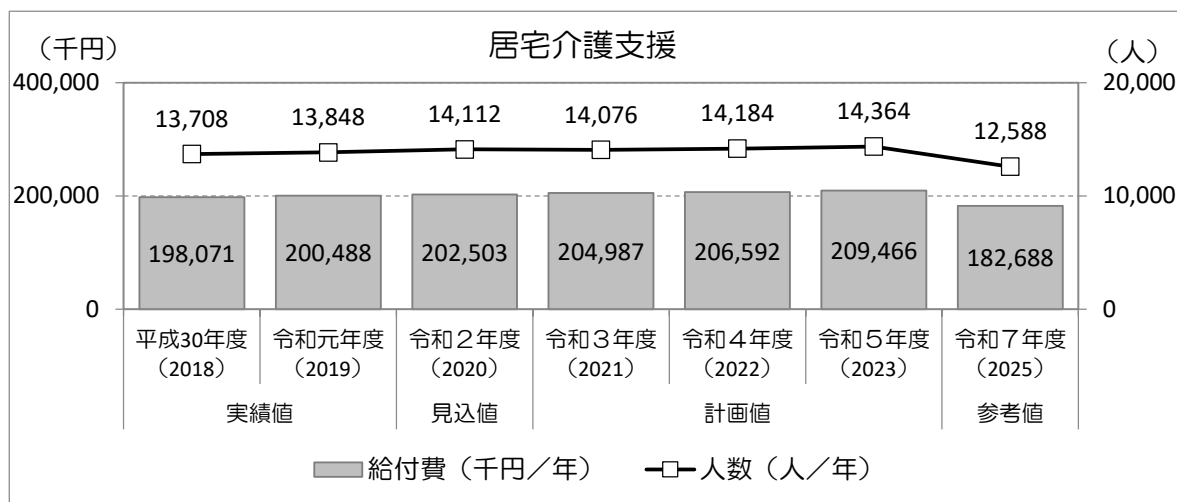
(8) 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師等による「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。

これまで実績がなく、本計画期間中にサービスの実施は、見込んでおりません。

3 居宅介護支援・介護予防支援

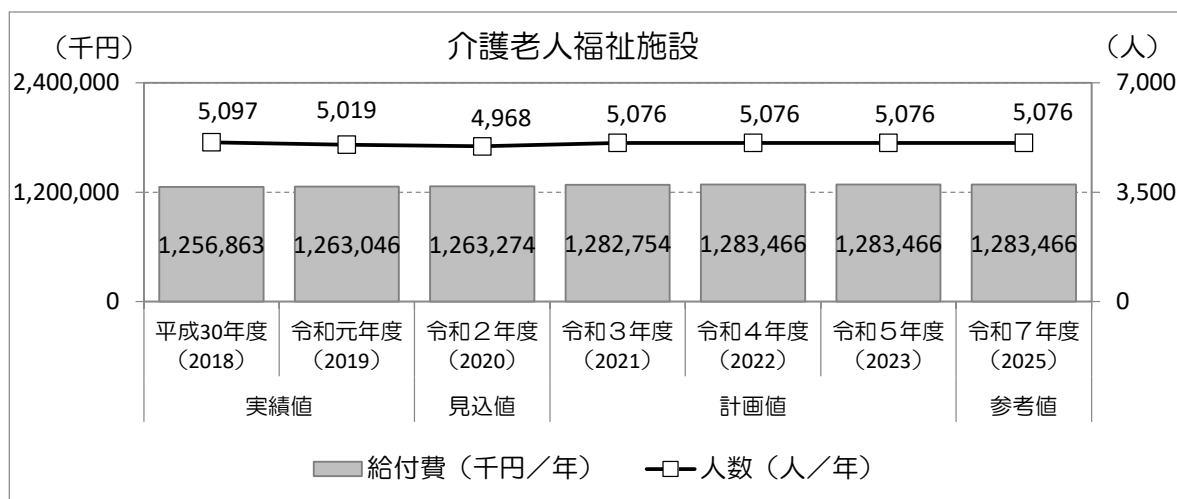
介護支援専門員が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。



4 施設サービス

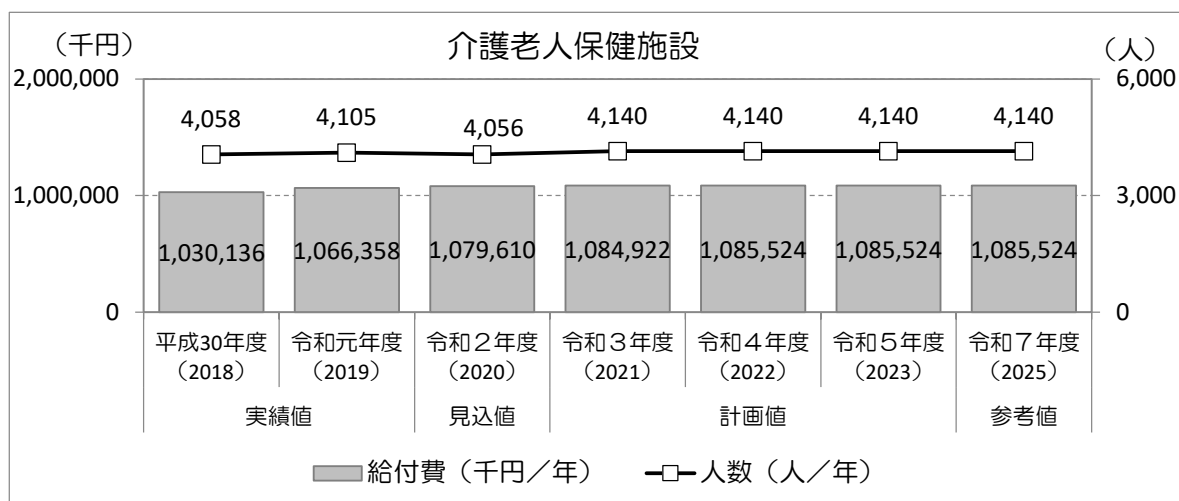
(1) 介護老人福祉施設

入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。



(2) 介護老人保健施設

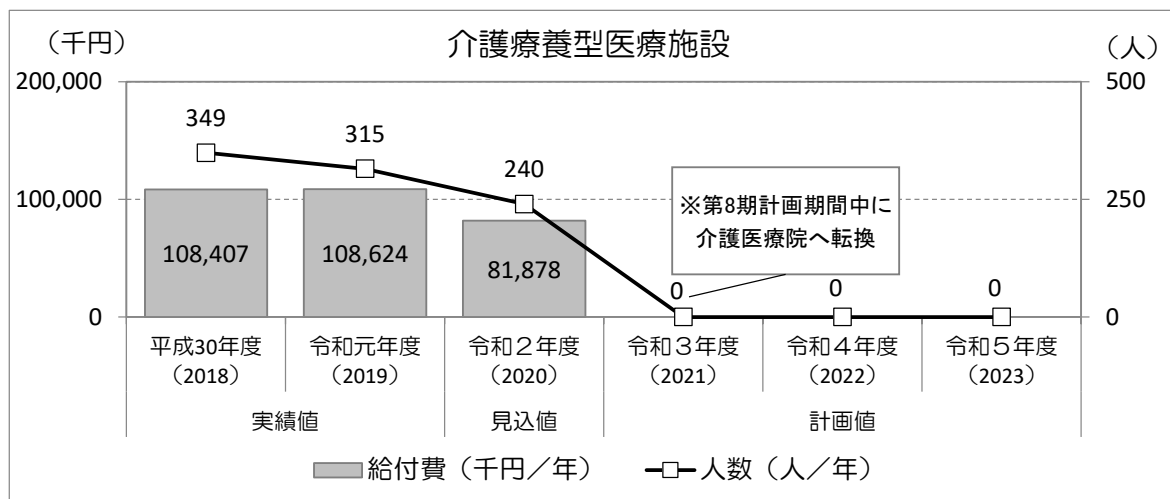
在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護等を提供します。



(3) 介護療養型医療施設

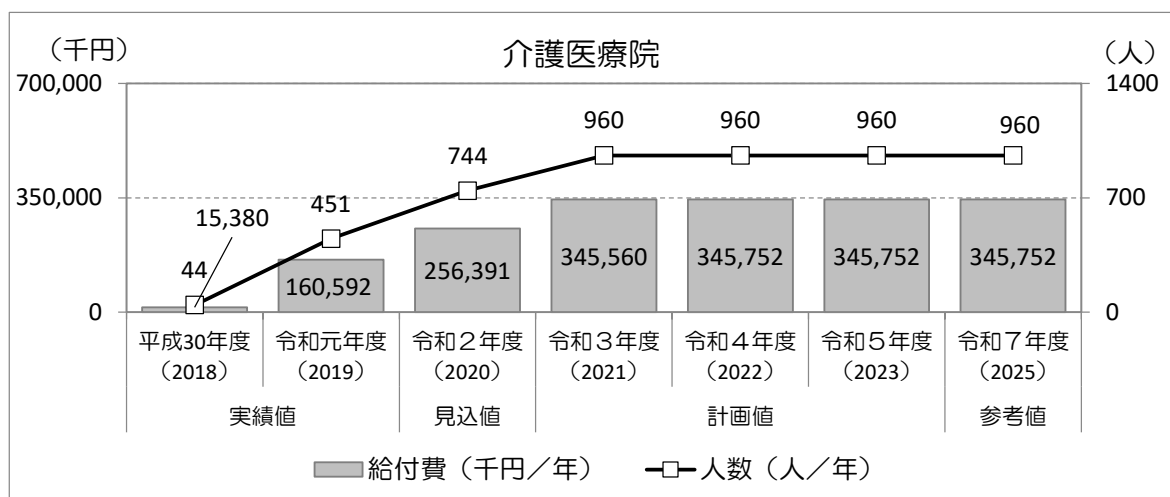
長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。

第8期計画中に介護医療院へ転換予定のため、令和3年度以降は、見込んでおりません。



(4) 介護医療院

長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービス等を提供します。



5 介護給付費の推計

(単位：千円)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
居宅サービス	1,308,943	1,361,112	1,360,727	1,354,401	1,364,499	1,381,496
訪問介護	249,728	237,421	235,860	219,243	220,898	224,566
訪問入浴介護	24,715	24,217	20,580	21,327	22,181	23,111
訪問看護	97,400	105,910	98,632	100,657	102,278	105,093
訪問リハビリテーション	16,926	17,269	21,413	23,422	23,981	24,527
居宅療養管理指導	11,521	12,923	12,286	13,448	13,567	13,874
通所介護	374,059	377,049	384,674	389,527	391,291	396,777
通所リハビリテーション	146,205	179,030	180,815	175,414	178,016	178,787
短期入所生活介護	214,006	228,678	237,683	242,555	242,690	242,690
短期入所療養介護（老健）	3,428	2,700	1,742	3,228	3,229	3,229
短期入所療養介護（病院等）	7,410	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	7,060	19,959	7,959	10,352	10,358	10,358
福祉用具貸与	92,241	94,065	96,440	92,870	93,344	95,502
特定福祉用具販売	4,358	3,700	3,268	3,570	3,850	4,166
住宅改修費	5,897	6,437	6,406	7,505	7,505	7,505
特定施設入居者生活介護	53,989	51,754	52,970	51,283	51,311	51,311
地域密着型サービス	905,936	900,987	904,750	919,312	946,520	974,448
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	550	1,764	0	4,661	4,664	4,664
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	141,081	135,693	144,810	136,681	137,410	139,858
認知症対応型通所介護	799	1,846	0	3,074	3,076	3,076
小規模多機能型居宅介護	49,249	50,543	58,697	56,397	59,225	62,022
認知症対応型共同生活介護	584,915	579,802	567,302	589,678	613,253	635,936
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	129,344	131,339	133,940	128,821	128,892	128,892
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設サービス	2,410,785	2,598,619	2,681,153	2,713,236	2,714,742	2,714,742
介護老人福祉施設	1,256,863	1,263,046	1,263,274	1,282,754	1,283,466	1,283,466
介護老人保健施設	1,030,136	1,066,358	1,079,610	1,084,922	1,085,524	1,085,524
介護医療院	15,380	160,592	256,391	345,560	345,752	345,752
介護療養型医療施設	108,407	108,624	81,878	0	0	0
居宅介護支援	198,071	200,488	202,503	204,987	206,592	209,466
介護サービスの給付費計	4,823,735	5,061,207	5,149,132	5,191,936	5,232,353	5,280,152

※千円以下の端数処理の関係により、数値が一致しない場合があります。

6 介護予防給付費の推計

(単位：千円)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
介護予防サービス	123,824	126,225	109,199	115,091	117,578	118,978
介護予防訪問入浴介護	211	31	0	0	0	0
介護予防訪問看護	36,486	33,847	29,003	30,915	31,652	32,372
介護予防訪問リハビリテーション	9,151	8,249	8,355	9,164	9,978	10,383
介護予防居宅療養管理指導	1,081	1,477	1,477	1,412	1,413	1,413
介護予防通所リハビリテーション	53,164	56,198	47,044	48,432	49,214	49,434
介護予防短期入所生活介護	1,012	1,313	514	1,038	1,039	1,039
介護予防短期入所療養介護（老健）	26	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	71	76	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,329	13,905	14,324	13,385	13,536	13,591
特定介護予防福祉用具販売	2,325	2,081	1,625	1,805	1,805	1,805
介護予防住宅改修	4,863	5,577	4,231	6,404	6,404	6,404
介護予防特定施設入居者生活介護	3,105	3,470	2,626	2,536	2,537	2,537
地域密着型介護予防サービス	9,138	9,971	7,877	8,640	8,645	13,722
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,855	3,877	2,286	3,565	3,567	3,567
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,283	6,094	5,591	5,075	5,078	10,155
介護予防支援	22,430	22,276	22,433	22,793	23,177	23,336
予防給付費計	155,392	158,472	139,509	146,524	149,400	156,036

※千円以下の端数処理の関係により、数値が一致しない場合があります。

7 総給付費の推計

(単位：千円)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
総給付費	4,979,127	5,219,679	5,288,641	5,338,460	5,381,753	5,436,188
介護給付費計	4,823,735	5,061,207	5,149,132	5,191,936	5,232,353	5,280,152
予防給付費計	155,392	158,472	139,509	146,524	149,400	156,036

第2節 給付適正化の推進

給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその効果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を目指すものです。

これらを実現するため、「徳島県介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメントの適正化（ケアプランの点検、住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検）」、「事業者の提供体制および介護報酬請求の適正化（介護給付費通知、医療情報との突合・縦覧点検）」について、実施目標件数等を定めて実施しています。

また、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされているため、本計画において「介護給付適正化計画」を一体的に策定するものとします。

Ⅰ 介護保険給付費適正化事業の推進

（Ⅰ）認定調査チェック

取組内容	要介護認定においては、全国一律の基準に基づき行われていることから、認定調査及び認定審査会がその基準に沿って実施されているかを常に意識し、基準の共有を行うことで、適正な認定が行われるように取り組んでいます。 認定調査全件の点検を実施し、不備が認められた場合、認定調査員に確認し必要に応じて認定調査票を修正するとともに、認定調査の標準化を図っています。
現状と課題	審査会事務局職員が、全件（直営調査・委託調査）調査特記の点検を行っています。また、新型コロナウイルスの影響で認定調査に制限が出ているところもあります。このようなことを踏まえ、感染症対策を行ったうえで適正な認定調査が行えるよう工夫が必要となっています。
今後の方向性	調査特記の全件点検を継続していきます。また、調査員のスキルアップのため研修の受講や勉強会・情報共有の場を設け、認定調査の標準化のため直営調査と委託調査をバランスよく行います。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施件数	4,098 件 (全件)	4,097 件 (全件)	3,561 件 (全件)	全件	全件	全件

		実績値		見込値	計画値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調査員の スキルアップ	研 修 受 講	直営全員 受講	直営全員 受講	直営全員 受講	直営全員 受講	直営全員 受講	直営全員 受講
	勉 強 会 (情報共有)	—	—	—	12 回	12 回	12 回

(2) ケアプラン点検

取組内容	ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに健全なる給付の実施を支援しています。
現状と課題	自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援のため、毎年度テーマを定めて実施しています。今後も介護サービスの利用者の増加が見込まれる中で、介護支援専門員が限られた資源等を活用して自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう支援が必要となっています。
今後の方向性	管内にあるすべての居宅介護支援事業所を対象として面談等によるケアプラン点検を実施することにより、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組の支援を行います。また、居宅介護支援事業所の実地指導の際にもケアプランを点検することにより効率的・効果的な取組を実施していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ケアプラン点検	69 件	32 件	32 件	32 件	32 件	32 件
実地指導によるケアプラン点検	4 件	23 件	—	20 件	20 件	20 件

(3) 住宅改修等の点検

取組内容	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や工事施工前後の現地調査を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修となっていないか確認を行っています。また、福祉用具購入・貸与についても、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用となっているか利用状況等の確認を行っています。
現状と課題	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や現地調査を行うことで適正な給付につなげることができています。福祉用具調査については、ケアプラン点検の中で利用状況等を確認しています。
今後の方向性	住宅改修は、改修費が高額、改修規模が大きく複雑、事前申請時の書類では現状が分かりにくいケースについて現地調査等を実施していきます。福祉用具は、現地調査に加え、ケアプラン点検を活用することで効率的・効果的な事業の実施を行っていきます。

住宅改修申請書等の書類の点検

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	168 件 (全件)	192 件 (全件)	196 件 (全件)	全件	全件	全件

住宅改修現地調査

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	45 件	3 件	5 件	12 件	12 件	12 件

福祉用具等調査(ケアプラン点検含む)

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	14 件	32 件	32 件	40 件	40 件	40 件

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

取組内容	国保連合会介護給付適正化システムにより、介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図っています。
現状と課題	徳島県国民健康保険団体連合会に委託し、全件実施しています。
今後の方向性	引き続き委託により全件実施していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	26,665 件 (全件)	27,105 件 (全件)	26,885 件 (全件)	全件	全件	全件

(5) 介護給付費通知

取組内容	保険者から受給者（家族を含む）に対して、利用サービスの内容と費用総額等の内容を年4回通知します。受給者や事業者に対して適正なサービス利用が行えているか改めて確認してもらい、適正な請求に向けた抑制効果を図っています。
現状と課題	介護報酬の請求及び費用の給付状況等を年4回通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の普及啓発を行っています。
今後の方向性	引き続き効率的・効果的に事業を実施していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
回数	4 回 (12 月分)	4 回 (12 月分)	4 回 (12 月分)	4 回 (12 月分)	4 回 (12 月分)	4 回 (12 月分)

第3節 地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施

取組内容	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、介護保険の被保険者、介護サービスの事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービスの質の確保及び地域密着型サービス事業の運営の評価に関し協議を行います。 また、地域密着型施設等に対し、法令等を遵守した運営が健全かつ円滑に行われるよう毎年指導監督等を実施しています。
現状と課題	地域密着型サービス運営委員会を開催し、地域密着型（介護予防）サービス事業所の新規指定及び指定更新に関する事業の運営の評価に関し協議を行っています。また、実地指導は、指定有効期間（6年間）におおむね1回以上実施しています。
今後の方向性	今後も継続していきます。

実地指導

	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援事業所	2件	5件	0件	1件	1件	2件
介護予防支援事業所	0件	1件	0件	0件	0件	1件
地域密着型サービス事業所	1件	3件	0件	6件	5件	4件

第4節 介護サービス基盤の整備

取組内容	高齢者が、たとえ要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、広域連合と関係市町が連携し、多様化する利用者のニーズを反映した十分な質・量のサービスを確保できる地域密着型サービス等の基盤整備について検討を行っています。 また、施設整備に関しては、増大する給付費の抑制、保険料への影響の観点から、ニーズ、地域性、将来推計等を十分考慮しながら進めていく必要があり、今後どのように整備していくかについて検討を行っています。
現状と課題	介護サービス基盤の中で施設整備について、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 10 床整備しました。（令和3年4月より開所予定）
今後の方向性	地域の実情に合わせて検討していきます。また、第8期の施設整備については、予定していません。

第5節 計画の点検・評価方法

取組内容	介護保険事業の円滑な推進のため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会において、事業の点検や評価を行います。 また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、国のガイドライン等を踏まえつつ、実施をしていく中で地域の実情に沿った取り組みが可能となるよう、行政・関係団体等が一体となって評価・検討を行っています。
現状と課題	地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会において、事業の点検や評価を実施しています。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。また、第8期介護保険事業計画についてフェイスシートを活用しながら評価するとともに、評価の実施方法を検討していきます。

地域包括支援センター運営協議会

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三 好 市	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
東みよし町	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

地域密着型サービス運営委員会

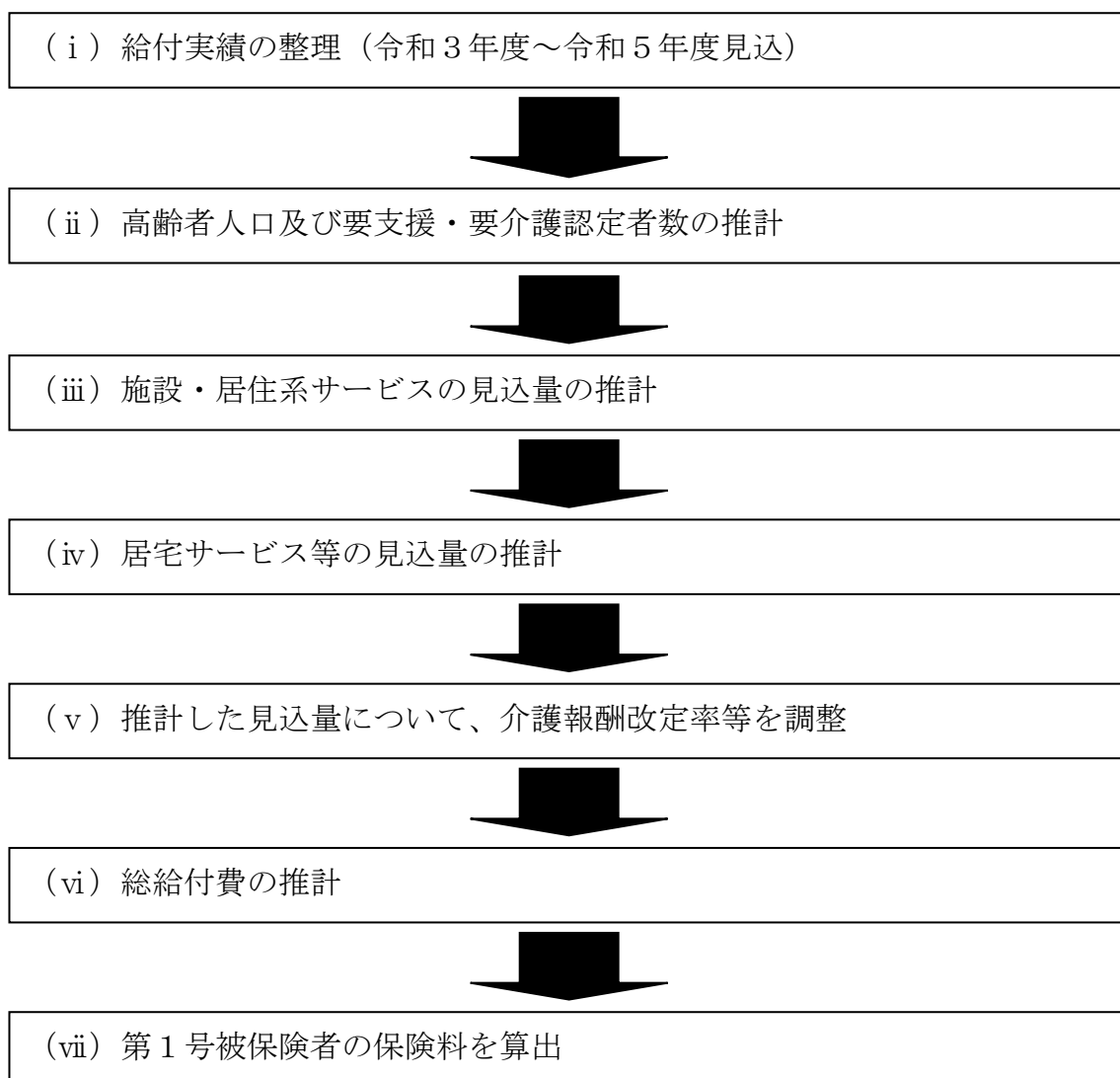
実績値		見込値	計画値		
平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
0 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

第6節 介護保険料等の設定について

Ⅰ 介護保険料の算定

(Ⅰ) 第1号被保険者介護保険料の推計手順

第8期介護保険事業計画における、第1号被保険者介護保険料算出作業の全体イメージは以下のとおりとなります。



(2) 標準給付費見込額 (A)

介護サービス総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額は、以下のとおりとなっています。

単位：円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総給付費	16,156,401,000	5,338,460,000	5,381,753,000	5,436,188,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	725,944,125	254,615,724	234,501,240	236,827,161
特定入所者介護サービス費等給付額	907,456,000	299,491,000	302,486,000	305,479,000
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	181,511,875	44,875,276	67,984,760	68,651,839
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	411,033,023	136,035,265	136,821,885	138,175,873
高額介護サービス費等給付額	415,623,000	137,170,000	138,541,000	139,912,000
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	4,589,977	1,134,735	1,719,115	1,736,127
高額医療合算介護サービス費等給付額	46,026,000	15,190,000	15,342,000	15,494,000
算定対象審査支払手数料	17,595,000	5,780,000	5,865,000	5,950,000
標準給付費見込額 (A)	17,356,999,148	5,750,080,989	5,774,283,125	5,832,635,034

(3) 地域支援事業費見込額 (B)

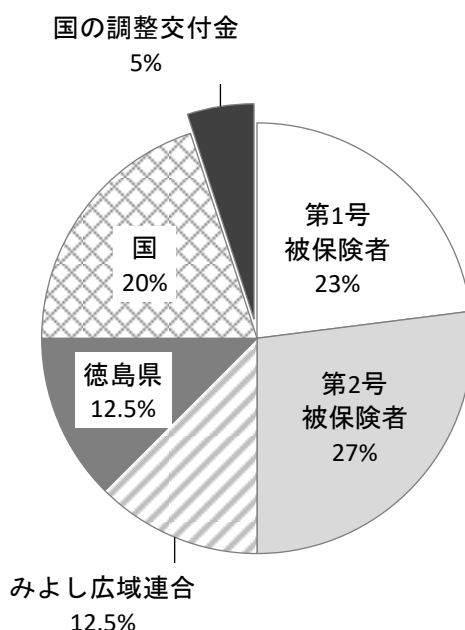
令和3年度から令和5年度の地域支援事業費の見込みは次のとおりとなっています。

単位：円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業費	654,245,923	223,545,023	217,840,121	212,860,779
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	261,698,400	84,629,000	88,639,200	88,430,200
包括的支援事業(社会保障充実分)	54,496,400	18,282,000	18,072,200	18,142,200
地域支援事業費 (B)	970,440,723	326,456,023	324,551,521	319,433,179

(4) 介護保険の財源構成

保険料基準額の算定に用いられる第1号被保険者（65歳以上）の総給付費に対する負担率については、第7期から変更はなく23%となっています。



(5) 第1号被保険者負担相当額 (C)

令和3年度から令和5年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

第1号被保険者負担相当額 (C)

$$= (\text{標準給付費見込額 (A)} + \text{地域支援事業費 (B)}) \times 23\%$$

単位: 円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
標準給付費見込額 (A)	17,356,999,148	5,750,080,989	5,774,283,125	5,832,635,034
地域支援事業費 (B)	970,440,723	326,456,023	324,551,521	319,433,179
第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%		
第1号被保険者負担相当額 (C)	4,215,311,170	1,397,603,513	1,402,731,969	1,414,975,689

(6) 保険料収納必要額 (G)

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額 (G)

$$= \text{第1号被保険者負担相当額 (C)} + \text{調整交付金相当額 (D : A' \times 0.05)}^{\ast} \\ - \text{調整交付金見込額 (E)} - \text{準備基金取崩額 (F)}$$

※A' = 標準給付費見込額 (A) + 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位: 円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
第1号被保険者負担分相当額 (C)	4,215,311,170	1,397,603,513	1,402,731,969	1,414,975,689
調整交付金相当額 (D)	900,562,254	298,681,301	299,606,162	302,274,791
調整交付金見込額 (E)	1,751,602,000	605,128,000	583,034,000	563,440,000
準備基金取崩額 (F)	101,200,000	101,200,000		
保険料収納必要額 (G)	3,263,071,424	3,263,071,424		

※調整交付金相当額 (D) と調整交付金見込額 (E) の違いについて

国の負担割合 25% の内、5 % は調整交付金での負担となります。

調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が 5 % 負担しているもので、調整するために、5 % より多い市町村、少ない市町村があります。

みよし広域連合では、調整交付金相当額 (D) は標準給付費見込額 (A) の 5 % となりますが、実際には調整交付金見込額 (E) を国が負担することとなり、交付額は 5 % より高くなっています。

※介護給付費準備基金取崩額 (F) について

保険料の余剰分を積み立てている介護給付費準備基金から 3 年間で 1 億 120 万円取り崩し、介護保険料の収納不足を補うこととします。

(7) 所得段階別加入者数の推計

令和2年10月時点の所得段階別加入者数を用いて算出された、令和3年度から令和5年度までの所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりとなります。

(単位:人)

	基準 所得額	8期計画				基準額に対する割合 令和3年度～令和5年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	合計	
第1段階		3,457	3,438	3,416	10,311	0.50
第2段階		2,209	2,197	2,183	6,589	0.75
第3段階		1,816	1,806	1,794	5,416	0.75
第4段階		1,320	1,312	1,304	3,936	0.90
第5段階		2,070	2,059	2,046	6,175	1.00
第6段階		2,524	2,511	2,495	7,530	1.20
第7段階	1,200,000	1,588	1,579	1,569	4,736	1.30
第8段階	2,100,000	613	609	606	1,828	1.50
第9段階	3,200,000	468	466	463	1,397	1.70
計		16,065	15,977	15,876	47,918	

(8) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入者数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

(単位:人)

	基準 所得額	8期計画			
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	合計
第1段階		1,729	1,719	1,708	5,156
第2段階		1,657	1,648	1,637	4,942
第3段階		1,362	1,355	1,346	4,062
第4段階		1,188	1,181	1,174	3,542
第5段階		2,070	2,059	2,046	6,175
第6段階		3,029	3,013	2,994	9,036
第7段階	1,200,000	2,064	2,053	2,040	6,157
第8段階	2,100,000	920	914	909	2,742
第9段階	3,200,000	796	792	787	2,375
計		14,814	14,733	14,640	44,186

(9) 保険料基準額の算定

介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

保険料基準額

＝保険料収納必要額（G）÷予定保険料収納率（％）

÷所得段階別加入者割合補正後被保険者数（44,186人）÷12か月

介護保険料基準額（月額）＝ 6,200 円

所得段階		月額保険料	年額保険料	所得要件
第1段階	0.3 ^{※2}	1,860 円	22,320 円	・生活保護を受給している人 ・住民税非課税世帯で、 老齢福祉年金を受給している人 ・住民税非課税世帯で、前年の合計 所得金額 ^{※1} と課税年金収入額の 合計が80万円以下の人
第2段階	0.5 ^{※2}	3,100 円	37,200 円	住民税非課税世帯で、第1段階に 該当しない人で、前年の合計所得金 額と課税年金収入額の合計が120 万円以下の人
第3段階	0.7 ^{※2}	4,340 円	52,080 円	住民税非課税世帯で、第2段階に 該当しない人で、前年の合計所得金 額と課税年金収入額の合計が120 万円を超える人
第4段階	0.9	5,580 円	66,960 円	同じ世帯内に住民税課税者がいる が、本人は住民税非課税の人で、 前年の合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円以下の人
第5段階	1.0	6,200 円	74,440 円	同じ世帯内に住民税課税者がいる が、本人は住民税非課税の人で、 前年の合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円を超える人
第6段階	1.2	7,440 円	89,280 円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が120万円未 満の人
第7段階	1.3	8,060 円	96,720 円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が120万円以 上210万円未満の人
第8段階	1.5	9,300 円	111,600 円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が210万円以 上320万円未満の人
第9段階	1.7	10,540 円	126,480 円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が320万円以 上の人

※1 「合計所得金額」について、年金・給与・配当などの所得（収入金額から必要経費分を差引きしたもの）をすべて合算したもので、基礎控除等の所得控除する前の金額です。また「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得（第1～第5段階のみ）」を控除した額を用います。

※2 第1段階から第3段階については、国・県・市町の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により軽減されています。

